

「職域肝炎ウイルス検査促進事業」説明書

(第8版)

佐賀県 がん撲滅特別対策室

この説明書は職域肝炎ウイルス検査促進事業実施要領（以下「佐賀県実施要領」という。）における事業実施の流れを説明したものです。

I 目的等

- ・ 佐賀県では肝炎ウイルス保有者、肝がん死亡者等が多く、30歳から60歳にかけての世代における肝炎ウイルス検査の受検率が低調にあり、「働く世代」への肝疾患対策の啓発が急務となっています。
- ・ このため、県内の多くの事業所が加入する全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）で実施される肝炎ウイルス検査の受検者負担（以下「自己負担額」という。）を無料化し、受検を促進するとともに、検査陽性者に早期の受診を促し、ひいては肝疾患の重症化予防を図るため、本事業を実施するものです。

II 対象

協会けんぽが作成している「全国健康保険協会管掌健康保険・肝炎ウイルス検査実施要綱」（以下「協会けんぽ実施要綱」という。）に定める対象者であって、佐賀県内に住民票上の住所を有する者。

III 事業の流れ

本事業は、協会けんぽで実施されている生活習慣病予防健診のオプションとして実施されている肝炎ウイルス検査に対して、佐賀県在住者に限り、自己負担額を佐賀県からお支払するものです。

従いまして、肝炎ウイルス検査自体の方法、対象者及び協会けんぽへの費用請求等については、協会けんぽで規定した協会けんぽ実施要綱に基づき行う必要がありますので御留意ください。

I 受検勧奨

申込書兼受検勧奨チラシ（別紙）（以下「検査申込書」という。）を活用し、佐賀県在住者については無料で、佐賀県在住者でない者については自己負担有で受検できることの勧奨を行います。（検査申込書は受検者の住所を問わず使用できます。）

- ・ 受検勧奨の例： 肝炎ウイルス検査の受検対象者に対して、検査申込書を健診前に配布し、受検勧奨を行う。

2 申込・受付

検査申込書で対象者（※）であることを確認し、結果通知、データベースへの登録及び事後指導等について同意を得たうえで、受検希望者から検査申込書を提出していただきます。

また、受検を希望しない者から、その理由を記載した検査申込書の提出があった場合は回収します。

※対象者の住所地等の確認は基本的には自己申告です。

3 検査の実施・結果の通知・受診勧奨

協会けんぽ実施要綱に定められた肝炎ウイルス検査及び検査結果の通知を実施する際に、陽性者については、精密検査受診勧奨リーフレットを同封します。

※ 佐賀県在住者については、自己負担額は徴収しません。

※ 佐賀県在住者でない者については、協会けんぽ実施要綱で定める自己負担額を徴収してください。

4 請求

① 協会けんぽへの請求

受検者の住所地に関わらず、協会けんぽ実施要綱で定められた方法により請求を行います。

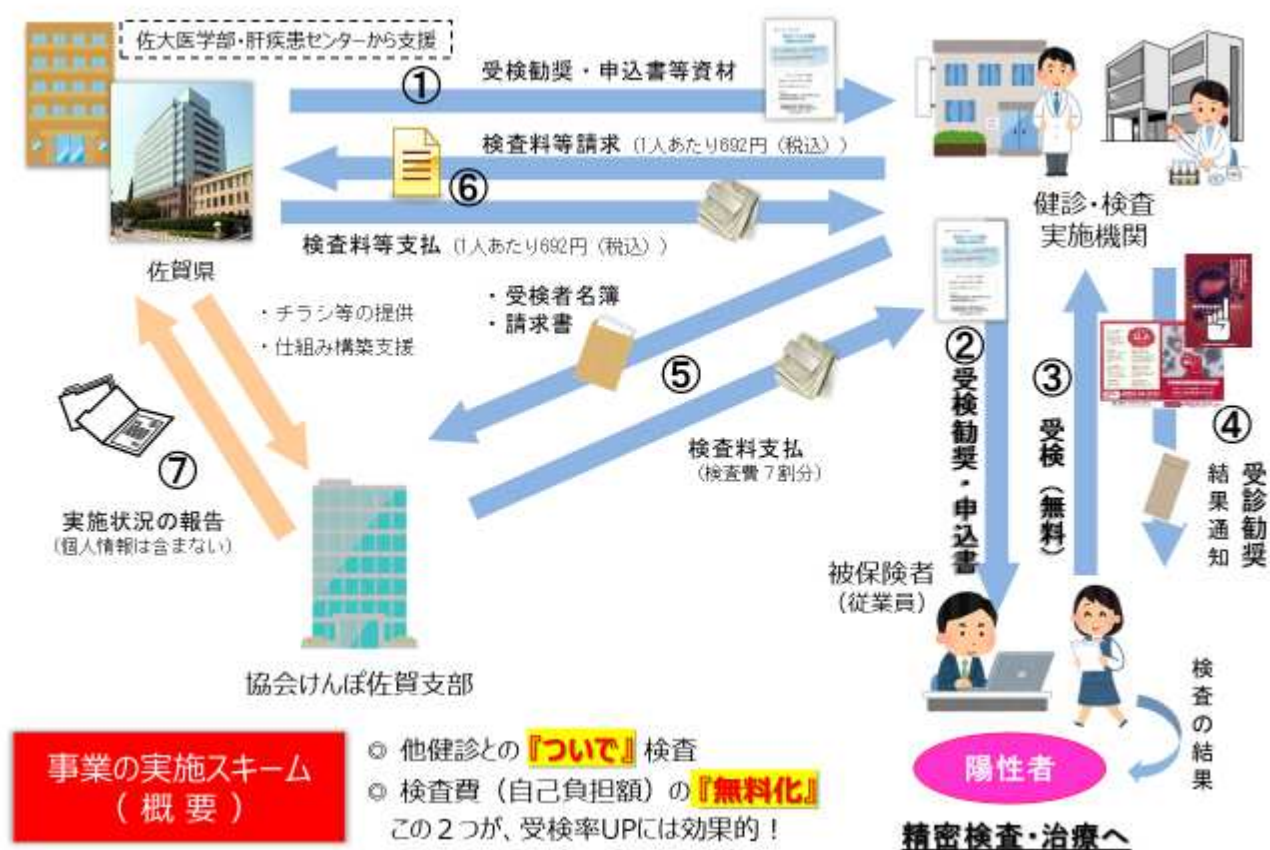
② 佐賀県への請求

協会けんぽからの支払額が確定した後、実績報告書兼請求書（佐賀県実施要領様式例第1号）に必要事項を記載し、併せて検査申込書の写し及び陽性者名簿（佐賀県実施要領様式例第2号）を添付し請求を行います。（629.09円×実施人数×1.1消費税及び地方消費税を加算(円未満切り捨て)）

※受検を希望しない者からの検査申込書（アンケート）について、回収されている場合は、併せて提出をお願いします。

ただし、①の協会けんぽへの請求後、検査費用が協会けんぽの負担の対象外となった者（重複受検者）については、協会けんぽ実施要綱に基づく協会けんぽ負担分も併せて検査にかかる費用を佐賀県へ請求することができます。

なお、費用の請求は、原則、検査を実施した翌月末までに行います。また、当該年度中に実施した検査の費用については必ず翌年度の4月20日までに請求します。



IV お問い合わせ先

- ・協会けんぽへの費用の請求方法、検査方法・対象者の確認等について
協会けんぽ 佐賀支部 0952-27-0615
- ・佐賀県への費用の請求方法、検査申込書、受検・受診勧奨チラシ等について
佐賀県 がん撲滅特別対策室 0952-25-7491